

保育の必要性の認定に関する基準の制定について

■保育の必要性の認定について

新制度では、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠ける(保育することができない)こと」を、入所判定とは独立した手続きとして、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

「保育の必要性」の認定に当たっては、客観的基準に基づき、

- ① 保育の必要があるかどうか(保育の必要性の事由)
- ② 保育標準時間(11時間程度)か短時間(8時間程度)の利用なのか(保育の必要量)

の認定を市町村が行い、「支給認定証」を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき、施設を選択し、保育の必要がない場合(幼稚園)は直接施設に、保育の必要がある場合(保育所)は市に利用を申し込むこととなります。(魚沼市では、現在、直接申し込む施設は、私立めぐみ幼稚園のみです。私立保育園は公立と同じく、市へ申し込みとなります。)

保育が必要な事由などの支給認定(保育の必要性の認定)については、国で定められますが、実際の運用にあたっては、現行の状況等を踏まえつつ細分化や詳細な設定を行うなど市町村ごとの運用を認めるという方針が示されています。

<認定区分>

年齢区分	保育の要・不要	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	保育不要	教育標準時間認定(1号認定)	幼稚園・認定こども園
	保育必要	保育認定(2号認定)	保育所・認定こども園
満3歳以下	保育不要	認定対象外	—
	保育必要	保育認定(3号認定)	保育所・認定こども園 地域型保育事業

※認定の有無にかかわらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用が可能です。

■支給認定(保育の必要性の認定)基準について

保育の必要性の認定について、国は以下の3点について内閣府令等に基づき認定基準を策定することとしています。

- ①「事由」: 保護者の労働又は疾病その他の事由
(子ども・子育て支援法施行規則による)
- ②「区分」: 保育標準時間又は保育短時間の区分
(改正子ども・子育て支援法施行規則による)
- ③「優先利用」: ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等
(国の通知により発出予定)

国の基準案としての記載内容は、国の検討資料からの抜粋のため、今後の府省令により示される基準に合わせて、表現等を修正する可能性があります。

	現行制度(魚沼市)	新制度(国の方針)
事由	<p>【保育することができない事由】 児童の保護者が以下のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合。</p> <p>①家庭外労働 ②家庭内労働</p> <p>③妊娠・出産 ④保護者の疾病・障害 ⑤同居親族の介護 ⑥災害復旧</p> <p>⑦その他、市長が上記に類する状態として認める場合</p>	<p>【保育の必要性の事由】 以下のいずれかの事由に該当すること。 ※保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居の親族等が保育することができる場合は、優先度を調整。</p> <p>①就労(フルタイムや、パートタイムなど基本的に全ての就労に対応 ※一時預かりで対応可能な短時間就労は除く。 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動(起業準備を含む) ⑦就学(職業訓練校等での職業訓練含む) ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>
区分	<p>【1区分】 ■保育時間 1日最大11時間までの利用 (原則1日8時間、延長あり) ※ 年間約300日(1ヵ月25日) ※ 就労時間等の下限なし</p>	<p>【2区分】 ■保育標準時間(1日11時間までの利用) 一月当たり平均275時間 (212時間超292時間以下) 認定の際の就労時間の下限 ⇒ <u>一週</u>当たり30時間</p> <p>■保育短時間(1日8時間までの利用) 一月当たり平均200時間(最大212時間) 認定の際の就労時間の下限 ⇒ <u>一月</u>当たり48~64時間※ ※市町村ごとに設定する。 ※現在入所している児童については、引き続き入所することができる経過措置を講じる。(最大10年間程度)</p> <p>※②妊娠・出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそ</p>

		<p>れのような事由は、時間の区分を設けない。</p> <p>※⑥求職活動、⑨育児休業取得時の継続利用の事由については、市町村判断により、必要に応じて、例えば、原則として保育短時間認定に統一することも可能。(要検討)</p>
優先利用	・優先利用(調整基準)は定めていません。	<p>・個別ケースごとの対応等の観点に踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。</p> <p>・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的な養護が必要な場合には、より確実な児童福祉法に基づく措置制度を併せて活用する。</p> <p>・優先事項の例示は以下のとおりとし、それぞれの事項については、実施主体である市町村でそれぞれ検討・運用すること。</p> <p>①ひとり親世帯</p> <p>②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)</p> <p>③保護者(生計中心者)の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>⑤子どもが障害を有する場合</p> <p>⑥育児休業明け</p> <p>⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児</p> <p>⑨その他市が定める事由</p>

※現段階(8月12日現在)では、国から「従うべき基準」「参酌すべき基準」の区分については示されていません。

※子ども・子育て支援法施行規則は、今後、内容が確定した部分から順次、改正がされていく予定です。

※国の検討においては、現行制度下で保育所に入所できている子どもが、新制度の移行により直ちに退所させられるようなことがないよう、留意することとされています。

■就労時間の下限について

新制度における「保育短時間(利用)」の認定に当たっての就労時間の下限については、「現行制度における実態を踏まえ、1か月当たり48時間以上64時間以下の

範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める。」とされています。

なお、現に保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができるなどの経過措置を設けることとされています。

また、現に保育所に入所している児童について、客観的に保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けることとされています。

■支給認定期間について

1号認定における教育標準時間認定の有効期間は3年間（小学校就学前まで）を基本としています。

保育認定の有効期間についても3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで）を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとされています。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として取り扱うとしています。

また、認定事由に該当している事の確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に、現況届の提出を求めることとされています。

■魚沼市の基準案について

魚沼市の実情に、国の基準（国の方針）と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を魚沼市の基準とします。

保育短時間（利用）の認定に当たっての就労時間の下限については、現在、魚沼市では保育所入所に当たっての就労時間の下限を設定していませんので、国基準の下限である月48時間を保育認定の就労下限時間とします。

■魚沼市保育園条例及び施行規則の一部改正について

「保育の実施」に関して、児童福祉法の一部改正及び子ども子育て支援法の施行に伴い、一部改正を行うこととします。

■施行予定期日

関連3法の施行日（平成27年4月1日予定）

（平成27年4月1日施行予定の新制度の準備行為として、平成27年4月1日以降に入所する児童に適用する予定です。）